

令和4年度宇陀市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度

第1条 令和4年度宇陀市介護老人保健施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度宇陀市介護老人保健施設事業特別会計予算（以下「予算」という。）

第3条に後段として次のように加える。

なお、施設運営事業費用526,010千円の財源にあてるため、企業債104,400千円を借り入れる。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	介護老人保健施設事業収益	534,630千円	4,071千円	538,701千円
第2項	施設運営事業外収益	16,860千円	4,071千円	20,931千円
	支 出			
第1款	介護老人保健施設事業費用	534,630千円	4,071千円	538,701千円
第1項	施設運営事業費用	526,010千円	4,071千円	530,081千円

第3条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第4条の2 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
特別減収 対策企業債	千円 104,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては当該見直し後の利 率)	政府資金又は地方公共 団体金融機構資金につ いては、その融資条件 により、銀行その他の場 合には、その債権者と 協定するものとする。 ただし、企業財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低 利に借換えることができ る。

第4条 予算第5条中「100,000千円」を「150,000千円」に改める。

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(既決予算額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	359,400千円	△4,071千円	355,329千円

第6条 予算第7条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第7条の2 他会計から補助金を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 介護老人保健施設事業の運営管理に係る一般会計からの補助金	4,071千円
----------------------------------	---------

宇陀市介護老人保健施設事業特別会計補正予算書（第1号）

奈良県宇陀市

令和4年12月5日提出

奈良県宇陀市長 金 剛 一 智

令和4年度宇陀市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）説明書

収益的収入及び支出

収入の部

(単位:千円)

款 項	目	既 予 定 額	決 算 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1.	介護老人保健施設 事業収益	534,630		4,071	538,701				
	2. 施設運営 事業外収益	16,860		4,071	20,931				
	2. 補助金	12,422		4,071	16,493				
						1.	一般会計 補助金	4,071	介護老人保健施設事 業運営管理補助金

支出の部

(単位:千円)

款 項	目	既 予 定 額	決 算 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1.	介護老人保健施設 事業費用	534,630		4,071	538,701				
	1. 施設運営 事業費用	526,010		4,071	530,081				
	1. 給与費	359,400		△ 4,071	355,329				
						1.	給 料	△ 1,450	
						2.	手 当	△ 1,315	
						4.	法定福利費	△ 1,306	
	3. 経 費	103,740		8,142	111,882				
						4.	光熱水費	7,500	電気使用料
						6.	燃 料 費	642	白灯油、軽油等